学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生まれ

□　下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、
**　　月　　日以降の登校・登園が可能であると判断しました。**

第一種感染症　□(　　)[治癒]

第二種感染症　□インフルエンザ(Ａ型・Ｂ型)［発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(ただし幼児は3日)を経過するまで]

□新型コロナウイルス感染症(COVID-19)　［発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで]

□麻しん［解熱後３日経過］　□風しん［発疹消失］

□水痘［すべての発疹の痂皮化］　□咽頭結膜熱［主要症状消褪後２日経過］

□流行性耳下腺炎［耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと５日経過し かつ全身状態が良好]

□百日咳［特有の咳が消失 または ５日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]

□結核［感染のおそれなし］　□髄膜炎菌性髄膜炎［感染のおそれなし］

第三種感染症　□流行性角結膜炎　□急性出血性結膜炎

[感染のおそれなし]　□腸管出血性大腸菌感染症(*)　(*)便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である.

□コレラ　□細菌性赤痢　□腸チフス　□パラチフス

第三種その他の感染症　[詳細は付録部分を参照]

□Ａ群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)

□アデノウイルス感染症

□感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなどによるもの)

□ＲＳウイルス・ヒトメタニューモウイルス・マイコプラズマなどの急性呼吸器感染症（登校登園に差し支えると考えられるもの）

□その他（　　）

□　いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します.

血液・粘液を含む便　この24時間以内に複数回の嘔吐　原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎　発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳嗽　唾液腺の腫大　いちじるしい眼脂・結膜充血

□　その他の意見:

年　　月　　日

医療機関名:

診察医師名:

2025年大阪府医師会学校医部会改定（2023年４月学校保健安全法改正に準拠）